

# 農業農村整備工事等にかかる積算関係図書管理要領

平成30年1月22日滋耕第16号  
一部改正 令和元年12月12日滋耕第637号  
一部改正 令和3年4月1日滋耕第247号  
一部改正 令和4年7月11日滋耕第364号

## (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県が発注する農業農村整備工事等の工事（業務）価格算定にかかる積算関係図書（以下「図書」という。）の適正な管理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 適用する図書の範囲は以下のとおりとする。

①農業農村整備事業用 設計積算単価表（滋賀県農政水産部）

## (管理責任者等)

第3条 本庁関係各課および各農業農村振興事務所に管理責任者および管理担当者を置き、各所属長は、毎年4月20日までに別紙様式第1号により農政水産部長に報告しなければならない。

### (1) 管理責任者

管理責任者は、本庁においては課長、地方機関においては各農業農村振興事務所田園振興課長または永源寺ダム管理支所長とし、以下の業務を行うものとする。

ア. 図書の管理を統括する。

イ. 図書の保管場所を定め、保管状況を把握する。

ウ. 図書を紛失した場合は、遅滞なく農政水産部長に報告する。

### (2) 管理担当者

管理担当者は、各所属長が指名し、以下の業務を行うものとする。

ア. 図書の適正な保管管理を行う。

イ. 図書の保管状況を把握するため、毎年度1回、図書の保管状況の確認を行う。

## (図書の保管)

第4条 図書を使用する者は、機密が漏れることのないよう細心の注意を払うとともに、使用後は定められた保管場所に返却しなければならない。

## (図書の保管期限)

第5条 図書の保管期限は、受領した年度の翌年度の4月1日から起算して、5年とする。

## (図書の処分)

第6条 保管期限が満了となった図書については、管理責任者または管理責任者が指定する職員により処分するものとする。

なお、保管期限に満たない図書について、同一図書が複数存在する場合は、必要最小部数を保管することとし、残余の図書は適宜処分できるものとする。

2 前項の規定による図書の処分は、焼却、溶解および破碎等の方法により行うものとする。

## (図書管理台帳の整備)

第7条 各機関において図書の配布を受けたときは、積算関係図書管理台帳（別表）を作成し、これを常に整備しておかなければならない。

- 2 積算関係図書管理台帳は年度毎に整理し、図書の処分完了後、3年間保管するものとする。

(図書の貸出し)

- 第 8 条 図書の貸出しは、必要最小限にとどめるものとする。  
なお、貸出しする場合は、管理担当者の了解を得なければならない。

(県から市町・土地改良区等へ配布する図書の取扱い)

- 第 9 条 市町・土地改良区の長は、第 3 条に準じ、図書の管理責任者および管理担当者を定め、毎年 4 月 20 日までに別紙様式第 1 号により、各団体が所在する地域を所管する農業農村振興事務所長（以下「各団体の所管の長」という。）あて報告しなければならない。
- 2 県から市町・土地改良区へ配布する第 2 条に規定する図書については、上記の各条項に準じ適正な管理を行い、各種報告の報告先は、各団体の所管の長とする。
  - 3 市町・土地改良区からの図書の申込みについては、別紙様式第 2 号により、各団体の所管の長あてに申し込むものとする。また、第 2 条に規定する図書①の申込みについては、併せて別紙様式第 3 号により、利用許諾に関する確認書を提出するものとする。  
このとき、申し込む図書は必要最小部数（各団体に 1 部）とする。
  - 4 滋賀県土地改良事業団体連合会については、第 9 条第 1、2 および 3 項において、市町・土地改良区を滋賀県土地改良事業団体連合会と、各団体の所管の長を農政水産部長と読み替えるものとする。

付則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する